

事務連絡  
令和4年9月6日

全国中小企業団体中央会会長 殿

厚生労働省職業安定局雇用保険課

### 雇用保険法の改正に係る周知について

平素より、雇用保険関係業務の運営に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記につきましては、第204回通常国会において、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律」（令和3年法律第58号）が令和3年6月3日に成立（同年6月9日公布）し、令和4年10月1日より、産後パパ育休（出生時育児休業）及び育児休業の分割取得に対応した育児休業給付が施行されることとなりました。

つきましては、本改正に関して、別添のとおり周知資料を作成いたしましたので、貴中央会におかれましても、本周知資料を御活用いただきますとともに、傘下事業者等への周知方、御協力を賜りますようお願い申し上げます。